

## 第4章 施設整備の基本的な方針等

---

### 4-1 施設の規模・配置計画等の方針

#### (1) 障害者福祉施設の個別施設計画の基本方針

今後の維持管理の取組みについては、総合管理計画で示された「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」及び第1次行動計画で示された「維持・保全の基本方針」に基づき実施していきます。

障害者福祉施設においては、「第2章 障害者福祉施設の目指すべき姿」(1)安全安心な施設で示したとおり、周期的・計画的な修繕・改修を実施し、施設の機能や安全性を高い水準で維持するため「予防保全型」を採用します。

施設のあり方検討は、全施設を対象に、存続、廃止、縮小、集約化、複合化の方針や、施設の運用期間を検討し、施設の今後のあり方を検討します。障害者福祉センターつつじ園は令和13年度(2031)に、施設のあり方の検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。障害者福祉センターふじしろについては、令和4年度(2022)にあり方の検討①を行いました。

耐用年数については、施設のあり方の検討①の際に、建物の構造別に標準耐用年数と目標耐用年数を設定します。予防保全型維持管理を行い、長期的に存在すべきと判断された施設は、躯体の健全性を確認のうえ、問題がなければ目標耐用年数を適用します。鉄筋コンクリート造の施設は標準耐用年数を60年、目標耐用年数を80年としており、木造の施設は標準耐用年数を40年、目標耐用年数を50年としています。事後保全型維持管理を行う建物については、標準耐用年数を適用します。

長寿命化の方針としては、「第2章 障害者福祉施設の目指すべき姿」(2)障害福祉の拠点としての施設で示したとおり、多機能化による利便性向上や障害の有無、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備として、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。

また、「第2章 障害者福祉施設の目指すべき姿」(3)持続可能な施設、及び(4)環境変化に対応した施設に基づき、設備の更新、改修時における省エネルギー化や脱炭素化を推進しつつ、施設の配置・運営方法の適正化についても検討を行い環境の変化に対応した施設を目指します。

## (2) 障害者福祉施設の規模・配置計画等の方針

第1次行動計画では、今後の人口減少等を踏まえ、令和37年度(2055)までに保健・福祉施設を5.5%縮減する方針としていますが、民間での受け入れが困難な重度の障害者の自立や社会参加の機会等を確保するため、既存の障害者福祉施設については、劣化対策の優先順位や中長期的な保全計画を立てるなど、計画的な修繕を進め、適正なサービスの提供に努めます。

障害者福祉施設は、障害のある人の地域生活を支える拠点として重要な機能を果たす場と位置づけられていることから、民間主体の整備を基本とし、将来の利用予測のもとに、機能配置の最適化、民間への移管等によるサービスの充実を検討していきます。

## 4-2 修繕・改修等の基本的な方針

本計画では、第1次行動計画で示された、予防保全型維持管理を実施する施設の、修繕・改修周期の考え方に沿い、実施していくことを基本的な方針とします。ただし、これまで、大規模改修工事等が未実施のまま、既に大規模改修の時期が経過している施設については、あり方の検討①によって運用期間が標準耐用年数とされたことから、残存期間に見合った内容の改修等を実施します。

### 4-3 目標使用年数、改修周期の設定

障害者福祉センターつつじ園は令和13年度(2031)に、施設のあり方の検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。

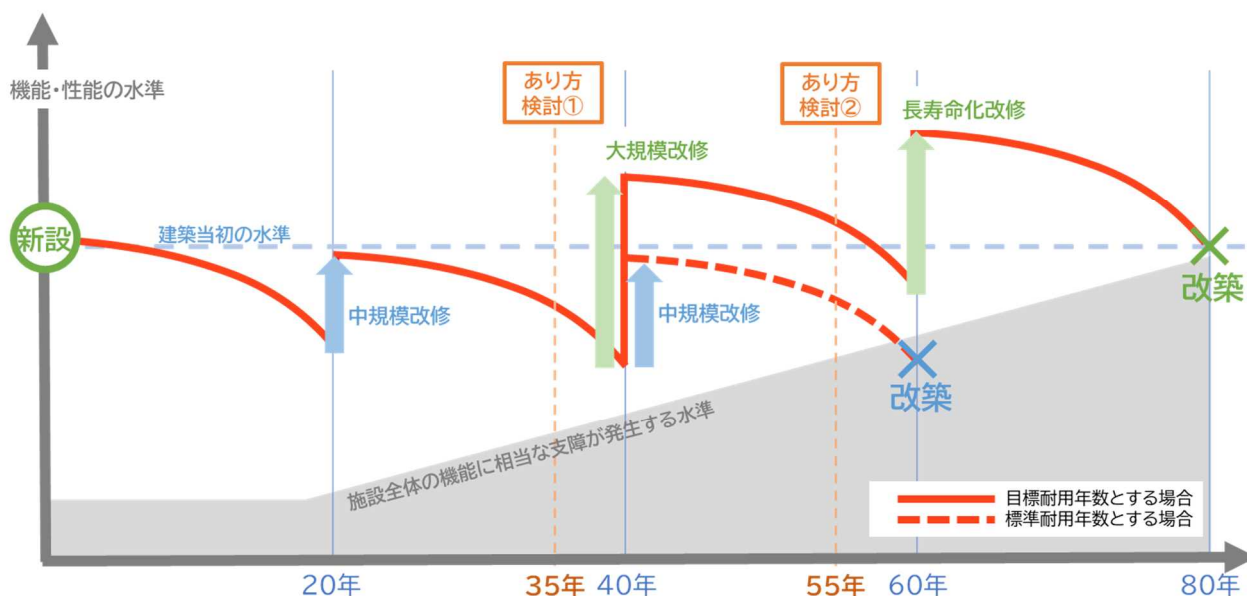
障害者福祉センターふじしろ及び障害者福祉センターあけぼのについては、令和4年度(2022)にあり方の検討①を行い、標準耐用年数の60年まで必要な保全を行い使用していくことを決定しました。

こども発達センターは、分庁舎に複合されていることから、分庁舎のあり方に準じ、個別施設計画の計画期間後となる令和18年度(2036)に建築後55年目に実施する「あり方の検討②」を行い、長寿命化の実施可否を判断します。

障害者福祉施設のうち統廃合等を想定しない施設は、原則として60年を標準耐用年数として予防保全型維持管理を行いながら使用し、長期的に存在すべきと判断された場合は、躯体の健全性を確認のうえ、問題がなければ80年間使用することを目標とします。

改修については、劣化が進行した部位をある程度まとめて更新することで、保全コストを縮減し、工事回数を減らすことにより利用者の利便性を確保するため、20年ごとに周期的な修繕・改修工事を行うことを基本とします。

図表 4-1 修繕・改修のイメージ



出典:第1次行動計画